

第 54 期 第 9 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 6 年度第 2 回）
議 事 録

1 日 時 令和 6 年 7 月 8 日（月） 9 時 30 分～11 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、
堀田専門監督官

4 議 題

【熊本県（地域別）最低賃金】

（ 1 ）熊本県（地域別）最低賃金改正決定の諮問について

（ 2 ）熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見
聴取の公示について

（ 3 ）熊本県内の経済情勢等について（九州財務局より説明）

【熊本県特定（産業別）最低賃金】

（ 4 ）熊本県特定（産業別）最低賃金改正の申出について

（ 5 ）熊本県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無の諮問につい
て

（ 6 ）運営小委員会について

（ 7 ）その他

5 議事内容

指導官

ただ今から、第 54 期第 9 回熊本地方最低賃金審議会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありが
とうございます。

まずは、定足数の報告をいたします。本日の委員の御出席は、公益代表
委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中
15 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第
2 項委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代
表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に

成立していることを御報告申し上げます。

続きまして公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は報道機関2社より、傍聴と取材にお見えですので御報告申し上げます。

次に、議事に入ります前に使用者代表委員の交代を紹介します。

原委員が令和6年5月31日付けで、坂本委員が令和6年6月18日付けで、それぞれ辞任され、後任に浦田委員と原山委員が就任されていますので御紹介いたします。

浦田委員です。

浦田委員 浦田でございます。熊本県商工会連合会に6月1日より着任しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

指導官 原山委員です。

原山委員 7月1日から熊本県商工会議所連合会の専務理事を務めております原山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

指導官 ありがとうございます。それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いします。会長よろしくお願ひします。

会長 皆様、おはようございます。本日から本年度の審議が、ある意味本格的に始まることとなります。

本年度におきまして、これまで伺っております全体状況といたしましては、御存知のとおり春闘の平均賃上げ率が5.1%と高水準を維持しており、また、地域最低賃金改定の目安審議にかかる中央最低賃金審議会への諮問におきまして、物価上昇を上回る所得を必ず実現する、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円のより早い達成を謳うという閣議決定への配慮が求められております。

もとより物価高騰を上回るような賃上げの実現や、これを可能にできるような価格転換の実現というのは誰もが臨んでいることだとは思いますが、多様な状況のもとで、これらを容易に実現することは非常に困難でありますことから、今年度も委員の皆様とともに丁寧な論証とこれに基づく議論を地道に積み重ねまして、可能な限りの合意形成を図っていきたく思っております。この点で、それぞれのお立場からの御意見というのは当然といたしまして、全体状況を俯瞰した議論につきましても合わせてお願いできればと思っておりますので、重ねましてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、本日の資料につきまして事務局の方から御説明お願い致します。

室長

本日の資料について御確認ください。

資料1から資料5まで用意しております。浦田委員、原山委員の就任に伴い新しい名簿を資料1でお配りしております。

不足がある方は後程でも結構ですのでお申し出ください。

資料の説明は以上となります。

会長

ありがとうございます。それでは議事に入ります。

本日の審議会は、7つ議題を予定しております。

最初の議題は「(1)熊本県(地域別)最低賃金改正決定の諮問について」です。

本日は、熊本労働局長から当審議会に対しまして、熊本県最低賃金の改正決定についての諮問を行うと聞いています。

局長、よろしく申し上げます。

局長

熊労発基 0708 第1号
令和6年7月8日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長 金成 真一

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金(昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)」に配意した、貴会の調査審議を求める。

よろしくお願いいたします。

会長

ただ今、局長から諮問を受け取りました。

「諮問文」の写しを、委員の皆様方のお手元にお配りしますので、御確認をお願いいたします。

(諮問文の写し、配布)

皆様、御確認いただけましたでしょうか。

ありがとうございます。それでは、当審議会に対して局長から諮問を受けましたので、これから先、調査審議を始めていくことになります。

委員の皆様には御苦勞をおかけ致しますが、御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

審議に先立ちまして、金成労働局長に御挨拶をお願ひしたいと存じます。

局長

本日は御多忙の中、委員の皆様におかれましては、本審議会に御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、労働行政の推進に御協力を賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。

ただいま、令和6年度熊本県最低賃金の改正につきまして調査審議の諮問をさせていただきました。これに先立ちます先月25日に、武見厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対して、令和6年度地域別最低賃金改定の目安について調査審議の諮問が行われたところでございます。続いて、第1回目安に関する小委員会が開催され、現在同小委員会で調査審議が行われているところです。

さて、委員の皆様にも申し上げるまでもないことではありますが、最低賃金法の目的を改めて申し上げますと、第1条におきまして「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定められております。この中の「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」、これがすなわち「地域別最低賃金」であり、当県では「熊本県最低賃金」であります。

今申し上げました最低賃金法の目的の下、委員の皆様におかれては、今後中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としつつ、県内における今年の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況などを考慮いただきながら、本年度の「熊本県最低賃金」の改正について調査審議をお願いすることとなります。調査審議が終決し、答申をいただくまで、委員の皆様には大変

御苦勞をお掛けすることとなりますが、事務局としましても、充実した審議を尽くしていただけるよう、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

指導官

申し訳ございませんが、報道関係の皆様、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

今後とも、最低賃金の周知等に御協力をお願い申し上げます。

会長

局長、ありがとうございました。

それでは、資料2「関係条文」を御覧ください。

最低賃金法第25条第2項では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされていますので、最低賃金専門部会を設置し、調査審議を行うことといたします。

調査審議を行うにあたり、まずは委員の選出についてですが、同法第25条第3項に、委員に関する規定があります。また、同条第5項に調査審議のための関係労使からの意見聴取の規定が定められており、それぞれ公示が必要となりますので、議題の2番目、「最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示」及び「関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示」について、事務局から説明をお願いします。

室長

熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について説明いたします。

資料2の関係条文を御覧ください。最低賃金専門部会委員についてですが、最低賃金審議会令第6条第1項で、専門部会の委員の数は、9人以内とするとあります。同条第3項で、公益、労働者側、使用者側の各委員の数は同数とするとあります。関係資料で配付している「熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」の第3条で、専門部会の委員の数は、「9人」とするとありますので、委員数9人を3分した3人が、専門部会での公益、労働者側、使用者側の各委員の数となります。

委員の任命については、最低賃金審議会令第6条第4項において、第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の委員の任命について準用するとあります。同令第3条1項では、「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされており、そこで、本日の審議会終了後から、7月22日月曜日までの期間、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームペ

ージに、熊本県最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。双方からの、推薦を受けまして、7月24日水曜日に開催予定の第1回地域別最低賃金専門部会で任命予定と致しております。関係労使の方は、速やかな推薦手続の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条第1項に規定されております。

最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とあり、また、最低賃金法施行規則第11条第1項では「都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」とあります。

この規定に基づきまして、本日の審議会終了後から、7月22日月曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。関係者からの意見聴取を予定されている方は、期限の厳守をお願い申し上げます。

以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますか。

よろしいですか。ないようでしたら、関係労使の方は、速やかな推薦手続をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議題の3番目に進めさせていただきます。

本日は、熊本県最低賃金の調査審議の参考とするため、最低賃金法第25条第6項の規定に基づき、関係者の意見を聴く機会を設けています。

今回は熊本県内の経済情勢等につきまして、九州財務局秋月経済調査課長に御説明いただくこととしております。資料につきましては、資料3に添付しておりますので御確認ください。

それでは、秋月経済調査課長よろしくお願い致します。

秋月経済調査課長

九州財務局経済調査課長の秋月でございます。よろしくお願い致します。

本日はお手元の資料「熊本県内の経済情勢について」を使用して御説明いたします。

まずはじめに、日本経済の現状について簡単に御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。景気に関する政府の公式見解である月例経済報告や日本銀行の景気判断等を記載しております。

左上の月例経済報告6月の景気判断は「景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している。」として前月の判断を維持しています。これは上場企業決算において、経常利益が過去最高を更新するなど、企業部門の好調さが続いている一方、家計部門については現時点では賃金の伸びが物価上昇に追いついておらず、力強さを欠いている状況にあることなどを踏まえたものです。

先行きについては、33年ぶりの高水準となった春闘の賃上げや、今月から実施される所得税・住民税の定額減税などの効果が見込まれるなど、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されます。

右側は5月と6月の比較です。「公共投資」が下方修正、生産が表現変更となっていますが、それ以外の項目での変更はありませんでした。左下を見ていただきますと、日銀や財務局全局の直近の判断におきましても、月例経済報告と同様に「緩やかな回復」となっています。

資料2ページを御覧ください。ここから熊本県内経済の現状を御説明します。

財務局では四半期ごとに経済情勢報告を取りまとめており、当局が4月に発表した「熊本県内経済情勢報告」のポイントを記載しております。

総括判断では「緩やかに回復している」として、前回1月の判断を据え置きました。

財務省では個人消費、生産活動、雇用情勢の3項目に重点をおいて経済情勢の判断を行っています。

4月判断では個人消費は「緩やかに回復している」として据え置き、生産活動は「緩やかに持ち直している」として上方修正、雇用情勢は「持ち直している」として据え置きとしました。また、住宅建設についても「持ち直している」として据え置き、これらを踏まえ全体の総括判断については「緩やかに回復している」としました。次回7月判断については、現在経済指標の分析や企業へのヒアリングを行っておりますので、本日は4月判断とそれ以降に公表されたデータなどを使って足下の状況を御説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。まず個人消費についてみていきます。4月判断では物価上昇の影響もみられるものの、様々な経済指標や企業へのヒアリング結果などを踏まえ、「個人消費は、緩やかに回復している」としています。上段は百貨店・スーパー販売額（全店ベース）の前年比、下段はコンビニエンスストア販売額（全店ベース）の前年比の推移をグラフ化したものです。

下段のコンビニエンスストア販売では足下で前年の反動もみられるもの

の、経済活動の正常化を背景とした外出機会の増加やインバウンド需要の増加などもあって、百貨店・スーパー販売、コンビニエンスストア販売ともに前年比プラスの状況が続いています。

資料4ページを御覧ください。従来、百貨店・スーパーやコンビニエンスストアなど小売業の販売動向や自動車販売の状況などを踏まえて消費動向を判断していました。しかしながら、オンラインでの購買行動やモノからサービスへの消費生活の変化によって、実態が捉えづらくなってきています。また、公的機関の公表のタイミングが2ヶ月程度遅れることから、最近では速報性のあるオルタナティブデータも活用しています。これはクレジット会社大手のJCBカードの決済情報に基づいたデータをグラフ化したもので、主な項目について、コロナ禍前の2016年から2018年の3箇年の平均値と比較した増減率の推移となっています。コロナ禍で大きく落ち込んでいた旅行、宿泊、外食が経済活動の正常化を背景に回復基調にあり、赤色の総合、緑色の財総合、青色のサービス総合のいずれもコロナ禍前の水準を上回っています。

プラス方向への押し上げには、物価上昇による商品単価・サービス単価のアップも寄与しているものの、個人消費は緩やかな回復傾向が続いているとみております。

資料5から6ページは業態毎のコメントとヒアリングで聞かれた主な声を載せています。5ページの百貨店・スーパー販売では、春物衣料やフォーマルウェアに動きがみられた一方、物価上昇による節約志向もあって、食料品をまとめ買いする動き、あるいは低価格帯へのシフトといった動きもみられています。また、足下のヒアリングにおいても、物価上昇により、消費者の節約意識が強まっているとの声も聞かれているところです。

6ページの新車販売では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止等の影響で、ディーラーへの車両の供給が滞っていることもあり、4月の時点では弱含んでいる状況がみられました。なお、宿泊については、国内客、インバウンド客ともに好調であるとの声が聞かれました。

資料7ページを御覧ください。次に生産活動についてみていきます。

4月判断では、経済指標や企業へのヒアリング結果などを踏まえ「生産活動は、緩やかに持ち直している」と上方修正しました。鉱工業生産指数の推移をみますと、2020年春頃に新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響として、緊急事態宣言による工場の稼働停止などのほか、半導体不足などにより工場の稼働が落ち込みましたが、これを底として、徐々に生産活動が活発になり、2022年には半導体製造装置の需要が急激に高まりました。その後、半導体の需要に落ち着きがみられたため、1月判断では「横ばいの状況にある」としていましたが、4月判断では、生産用・業務用機械において、半導体製造装置を中心に生産が増加していることなどを踏ま

え、「緩やかに持ち直している」に判断を上げました。

資料 8 ページを御覧ください。これは、熊本県内で生産されている主要 4 業種の動きを、3 か月移動平均でグラフ化したものです。最もウエイトが高い汎用・生産用機械は、昨年は、世界的に半導体が在庫調整局面にあったことにより、半導体メーカーなどが設備投資を先送りする動きがありました。しかしながら足下では半導体製造装置を中心に生産が増加しています。電子部品・デバイス、海外経済の減速などの影響が見られるものの、高性能で単価が高い高付加価値製品を中心に高水準を維持しています。食料品等は、外食向け需要が堅調なこともあり、持ち直しつつあります。

資料 9 ページは、主な業種の 4 月末時点の特徴及びヒアリング結果を記載したのですが、先ほどの 8 ページと同じ説明になりますので、省略させていただきます。

資料 10 ページを御覧ください。雇用情勢についてみていきます。4 月判断では「雇用情勢は、持ち直している」としています。「求職者 1 人あたり何人の求人があるか」を示す有効求人倍率は、2016 年の熊本地震の復興需要などもあり高い水準で推移していましたが、復興需要が落ち着きつつある中、新型コロナの影響により急激に落ち込みました。その後、有効求人倍率は徐々に持ち直しの動きが進み、トレンドとしては緩やかな上昇傾向にあったものの、昨年以降緩やかに低下しています。

資料 11 ページを御覧ください。新規求人数原数値は、2021 年 3 月頃から前年比プラスとなり、2022 年に半導体関連の求人が非常に伸びましたが、2023 年 3 月頃からはその反動もあり、前年を下回る状況が続いています。こうした有効求人倍率や新規求人数の指標の動きがあるなか、4 月時点では、「有効求人倍率は低下しているものの、半導体の在庫調整局面が変化しつつあり、将来を見据えた人材確保の動きがみられる」といった声も聞かれました。

資料 12 ページを御覧ください。このグラフは、内閣府・財務省が共管調査として四半期ごとに実施している法人企業景気予測調査の中の従業員数判断 BSI の推移です。従業員数判断 BSI とは、現在の従業員数について、「不足気味」と回答した企業の構成比から「過剰気味」と回答した企業の構成比を引いて算出した数値です。つまり、グラフのゼロ線より上にある場合は、「不足気味」と回答した企業が多いということになります。平成 20 年のリーマンショックを契機にいったん「過剰気味」に振れ、その後の景気の回復とともに「不足気味」で推移しています。特に、熊本地震の復興需要もあり建設業を中心に人手不足感が強まりました。その後、コロナ禍で一時的に人手不足感が緩和されたものの、その後は景気回復などに伴い「人手不足」感が再び強まっています。

青い線の大企業に比べ、赤い線の中小企業が上回って推移していること

から、中小企業の「人手不足」がより深刻な状況にあることが分かります。なお、足下、中小企業の「不足気味」超幅が縮小していますが、これは一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響で、「過剰気味」と回答した企業が増えたことが一因となっています。

資料 13 ページを御覧ください。住宅建設についてみていきます。4 月判断では「住宅建設は、持ち直している」としています。国土交通省が毎月公表する住宅着工統計のデータなどを用いて分析していますが、最近の全国的な傾向としては、資材価格や人件費が高騰したことで販売価格が上がっており、住宅購入を控える動きなどがみられるため、着工戸数は減少傾向にあります。一方熊本県では TSMC の進出を契機に菊陽町や大津町を中心に賃貸マンションの需要が伸びている状況にあります。足下のマイナス要因については、前年の反動も一因とみておりますが、現在ヒアリング等を通じて要因分析を行っております。

資料 14 ページを御覧ください。これは、負債総額 1,000 万円以上の倒産件数の推移と倒産企業の業種別の構成割合を示したものです。左のグラフは今年の 1 月から 3 月期までの件数を示していますが、4 月から 5 月の 2 か月の倒産件数は 14 件で前年の 12 件を上回っている状況です。業種別では、受注の減少に原材料高が重なった「建設業」や新型コロナウイルス関連融資の返済負担を背景とした「サービス業」の割合が高くなっています。また、これらの業種では人手不足も課題となっています。全国的にも倒産件数は増加の傾向にありまして、東京商工リサーチは 2024 年度の全国の企業倒産が、2023 年度から 10%以上増え、節目の 1 万件を超えるとの見通しも示しています。原材料高や人手不足が収支を圧迫し、資金繰りに窮するケースが相次ぐのではないかとみているようです。

資料 15 ページを御覧ください。これは、熊本県商工会連合会様が調査している会員企業の倒産・廃業件数の推移を記載しています。先程の 14 ページの倒産件数は、負債総額 1,000 万円以上のみを対象にしており、中小零細企業の実態が反映されていないことから、この資料を参考として添付しています。倒産・廃業件数ともに目立って増えている状況にはありませんが、自主廃業については、ほぼ一貫して件数が積み上がってきています。

資料 16 ページを御覧ください。廃業した業種と廃業理由を記載しています。昨年 4 月から今年 3 月までに廃業した事業者は、小売業、建設業、美容室やマッサージ店などのサービス業などが多く、理由としては高齢化・健康問題等の経営者本人の事情が最も多くなっています。昨今の地域の実情を踏まえると、こうした傾向にストップをかけるのはなかなか容易でないと感じているところです。

資料 17 ページを御覧ください。ここからは TSMC の熊本進出について記載しています。九州には、以前から画像センサー、パワー半導体など、産

業界からのニーズが強い半導体の製造拠点や装置・部素材企業が立地していますが、今回の TSMC の熊本県進出が起爆剤となり、「新生シリコンアイランド九州」の実現に向けた動きが着実に広がってきています。TSMC、実際の運営はソニー等との合併会社である JASM が担っていますが、昨年末に第 1 工場の建設を終え、今年の年末までには量産・出荷を開始する予定となっています。また、合志市ではソニー熊本第 2 工場の建設が始まったほか、菊陽町での TSMC 第 2 工場の建設についても工場用地の造成が行われており、半導体産業の集積が今後さらに加速することが見込まれます。

資料 18 ページを御覧ください。これは昨年 8 月に九州フィナンシャルグループが発表した TSMC の進出による熊本県への経済波及効果についての試算結果です。TSMC だけでなく、半導体関連の大型投資が続いている点を踏まえた試算ですが、進出企業約 90 社、新規雇用を 10,700 人と想定して、2022 年から 31 年の 10 年間の経済波及効果は約 6.9 兆円に上るとの推計されています。内訳は、設備投資による波及効果が、半導体関連で約 2 兆 4,000 億円、工業団地の造成関連で約 1,000 億円、需要が伸びている住宅関連で約 2,000 億円です。また、生産関連での波及効果は、TSMC をはじめとする半導体生産で約 4 兆 1,406 億円としています。これには、ソニーや三菱電機などの動きは織り込まれていますが、TSMC の第 2 工場については考慮されていません。

資料 19 ページを御覧ください。これは昨年 12 月に九州経済調査協会が九州・沖縄・山口を対象エリアとしつつ経済波及効果を推計した結果です。2021 年から 2030 年までの 10 年間の投資総額 6.1 兆円に対し、関連する財・サービスの生産、消費活動を含めた経済波及効果は合計約 20.1 兆円で、県別にみると、熊本県で約 10.5 兆円の経済波及効果が生じるという結果になっています。九州フィナンシャルグループの試算とは前提も異なるため、単純な比較はできませんが、いずれにしましても前例のない規模とスピードで産業の集積が進んでおり、地域経済、とりわけ熊本県経済にとっては「数十年」あるいは「100 年」に一度のチャンスを迎えているといわれております。他方、インフラや教育環境の整備、人材確保・育成など克服すべき課題があることは御承知のとおりかと存じます。

資料 20 ページを御覧ください。これは、熊本県内の企業立地協定「新設・増設」の締結件数の推移です。2023 年度の企業誘致の立地件数は、前年度よりも 11 件増の 72 件となり、3 年連続で過去最高を更新しています。半導体関連は、TSMC と取引実績のあるサプライチェーンの新増設など過去最高の 23 件です。半導体製造装置メーカーが新工場を建設するほか、部品メーカーや半導体製造に使用する薬品メーカーが新たな拠点を開設することです。また、システム開発やアニメ制作などのオフィス系企業も 2023 年度は 31 件が進出しています。

資料 21 ページを御覧ください。熊本県の資料によりますと、熊本県では死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いており、人口は減少傾向にあります。一方で、TSMC が熊本進出を表明して以降は、熊本県への転入数が県外への転出数を上回るなど、人口動態でも変化が見られます。

資料 22 ページを御覧ください。先ほども住宅に関してお話ししましたけれども、これは、新設住宅着工件数を積み上げグラフにしたものです。住宅価格の高騰などを背景としまして、全国的に貸家の着工戸数の割合が増加基調にあるなか、赤の折れ線グラフのとおり、熊本では TSMC の進出を契機として、貸家の着工戸数の割合が急上昇しており、貸家需要が急増している状況です。

資料 23 ページを御覧ください。上段のグラフは、熊本市の「生鮮食品を除く総合」と「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」の指数の推移です。これは物価に関するものでございます。2022 年 2 月にウクライナ情勢を背景に原油価格が一気に跳ね上がり、それ以降も円安や人件費の高騰など様々な要因が加わり、上昇傾向が続いていることがわかります。下段のグラフは、同じ項目の前年同月比の推移ですが、物価の上昇傾向は続いているものの、ピーク時に比べて伸び率が鈍化していることがわかります。

資料 24 ページを御覧ください。このグラフは品目別の「指数」です。食料は米や食パンなどの穀類、飲料、油脂・調味料などが値上がりし、上昇傾向が継続。家具・家事用品はトイレットペーパーや洗濯用洗剤などの消耗品などが上昇し、高止まっている状況。外食は緩やかな上昇が継続しています。教養・娯楽はホテルなどの宿泊料などが上昇しています。光熱・水道は、電気・ガス代で昨年 2 月請求分から政府の負担軽減策が講じられていましたが、4 月から再生可能エネルギー発電促進賦課金いわゆる「再エネ賦課金」が引き上げられたこともあり、5 月の指数は 100 を超えるところまで上昇しています。この後、政府の負担軽減策がいったん終了することから、光熱・水道の指数はさらに上昇する見込みですが、岸田総理が物価高対策として、電気・ガス代の補助を 8 月から 10 月に追加実施することを表明しており、この間は指数は再び低下することが見込まれています。

資料 25 ページはガソリン補助金などの負担軽減策を参考として記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

資料 26 ページを御覧ください。これはガソリンの激変緩和事業の効果を示したグラフです。燃料油元売りへの補助金支給によりまして、ガソリン価格の高騰が抑えられて価格が安定していることがわかります。ガソリンへの補助について、岸田総理は年内の継続を表明しています。

資料 27 ページを御覧ください。これは、2005 年 1 月から先月までの東京外国為替市場の月末時点のドル・円相場、スポット価格の推移です。4 月 29 日に、34 年ぶりに 1 ドル 160 円台に達し、その後いったん円高方向

に戻っていましたが、6月末には160円台となり、足元では161円台に達し、約38年ぶりの円安水準となっています。円安によって、輸出企業の業績改善やインバウンド需要が高まるといったメリットがある一方、日本はエネルギー資源や資材、食材など大部分を輸入に頼っており、円安による輸入品の物価上昇というデメリットもあります。為替の動向については、引き続き注意深くみていく必要があります。

資料28ページを御覧ください。これは12ページと同じものでございます。あらためて「人手不足」の状況が徐々に強まっておりまして、青色の大企業に比べ、赤色の中小企業の「人手不足」がより深刻となっている状況がおわかりいただけるかと思えます。

資料29ページを御覧ください。「人手不足」は全国的な課題になっておりますけれども、要因の一つが、少子高齢化を背景とした人口減少です。左のグラフは熊本県の人口推移を示したグラフですが、緑色の生産年齢人口の減少が大きく、人手不足の一因となっています。この生産年齢人口の減少は、単に少子化ということだけではなく、熊本から東京や大都市圏への人材の流出、地域における人口の偏在という問題もはらんでおります。

資料30ページを御覧ください。人手不足の別の要因として、「求人」と「求職」のミスマッチという問題があります。このグラフは職種別の有効求人倍率ですが、一番右側の事務職については求職者数が求人よりも多く、有効求人倍率は0.44倍となっています。一方で、1番左の建築・土木技術者等や左から3番目の介護サービスは、圧倒的に求人数が求職者を上回っており、技術職などのスキルをもった人材の確保が難しい状況となっています。すでに飲食店やホテルでは、「調理師や接客スタッフが見つからないため、レストランの休業や営業時間の短縮を行っている」というところがあるほか、バス会社でも「ドライバー不足や2024年問題への対応のため、減便を余儀なくされている」といった会社もあります。こうした中、清掃ロボットを導入した宿泊施設や、QRオーダーを導入した飲食店など、業務効率化を図って、省人化に力を入れる企業も増えてきています。

資料31ページを御覧ください。連合熊本が6月6日に公表した2024春闘の第3回集計結果を掲載しています。昨年は1994年以来29年振りに3%を超える賃上げとなりましたが、今年も6月6日時点の集計結果では、平均賃上げ額が前年同時期比1,775円増の12,669円、賃上げ率は4.53%で、1992年以来32年ぶりとなる4%超えの高い水準が続いています。規模別にみますと、組合員300人以上の大手組合は13,203円、4.53%、組合員300人未満の中小組合でも10,970円、4.54%と、いずれも4%を超えており、大手企業の賃上げの流れが、中小企業にも波及しているように思われます。

最後に資料32ページを御覧ください。厚労省が公表している調査統計である毎勤統計を見ますと、基本給に残業代等の各種手当などを加えた現金

給与総額は 1.6%増加した一方、この名目賃金から物価変動分を除いた実質賃金は 1.2%減となり、3月の 2.1%減からはマイナス幅は縮小しているものの、過去最長の 25 か月連続マイナスとなり、物価の高騰に賃金の上昇が追い付かない状況が続いています。現状は、人材確保の面から賃上げを行わざるを得ない環境にあります。経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるためにも「物価高に負けない賃上げ」の実現が不可欠です。さらに、賃上げのためには、DXなどによる生産性向上や、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁の促進を図ることが重要だと考えています。私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。
 ただ今の御説明について、何か御質問などございますか。
 はい、諏佐委員どうぞ。

諏佐委員 資料 36 ページに価格転嫁の状況等というのがありますが、これは熊本県の情報なのか全国の状況なのか、そして、調査のもとになっているものは財務局の調査結果なのか中企庁あるいは公正取引委員などどちらの調査なのかということを含わせて教えていただけたらと思います。

秋月経済調査課長

 時間の都合で説明を省略させていただきました、参考として添付しております資料でございます。こちらは、36 ページも含めまして 33 ページからは、今年 4 月に地域企業における賃上げ動向に関するヒアリングということで、私共が九州財務局管内の地域企業に確認したアンケート結果でございます。

 九州財務局管内、南九州 4 県のアンケート結果でございます。

会長 他によろしいでしょうか。また、御質問があれば財務局へ照会いたしますので、事務局へお知らせいただければと存じます。
 それでは秋月経済調査課長、お忙しい中ありがとうございました。

秋月経済調査課長

 ありがとうございました。

会長 それでは議題 4 番目に入ります。

 ここからは、特定最低賃金に関する事項になっております。特定最低賃金の改正申出につきましては、本年度も、3 業種の労働団体から、労働協約ケースによる申出書が提出されておりますので、申出の内容につきまし

て、事務局から説明をお願いします。

室長

熊本県特定最低賃金の改正申出の状況について説明いたします。

令和6年2月22日付けで、熊本労働局長に対して労働者側委員より、改正を求めるとの意向表明がなされ、6月26日水曜日に3業種の関係労働団体から、それぞれ改正申出がありました。

資料につきましては、4 - 1から4 - 3を御覧ください。「百貨店、総合スーパー最低賃金」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の3業種です。

労働協約ケースの申出要件は、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が適用を受ける労働協約で、その労働組合又は使用者の全部の合意による申出であることとなっています。今回の申出につきまして、労働協約の適用労働者を確認したところ、資料5のとおり定量的要件は、百貨店等につきましては48.12%、電気機械につきましては35.54%、輸送機械につきましては61.24%となっており、要件を満たしていることを確認しました。

事務局からは以上です。

会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問などございませんか。

(質問なし)

会長

それでは、次の議題5番目「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問について」です。

先ほど事務局から説明がありました特定最低賃金の改正申出を踏まえまして、本日、その改正決定の必要性の有無につきまして熊本労働局長より諮問をいただくと伺っております。

局長よろしく願いいたします。

局長

それでは特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきます。

よろしく願いいたします。

会長

ただいま局長より諮問を受け取りました。

いただきました「諮問文」の写しを、委員の皆様方の御手元にお配りしますので、御確認をお願いいたします。

(諮問文の写し、配布)

事務局は、諮問文の朗読をお願いします。

事務局

それではパソコンを使用して朗読いたします。

熊労発基 0708 第 5 号
令和 6 年 7 月 8 日

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世 殿

熊本労働局長 金 成 真 一

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 2 号）
申出年月日 令和 6 年 6 月 26 日
申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
申出年月日 令和 6 年 6 月 26 日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会
議長 小材 和博
- 3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）
申出年月日 令和 6 年 6 月 26 日

申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会 議長 黒木 浩太

以上です。

会長 それでは、諮問文につきましては、御確認いただきましたでしょうか。
 ただいま、局長より諮問文を受け取りました。参考資料として配付して
 おりますが、熊本地方最低賃金審議会運営規程第3条「会長は、審議会の
 議決により、特定の事案について効率的な調査審議を行うため、小委員会
 を設けることができる」ことから、運営小委員会を設置し、特定最低賃金
 改正決定の必要性の有無について審議を行いたいと存じますが、皆様この
 点よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

会長 それではお認めいただけたということで、運営小委員会を設置すること
 といたします。

 次に6番目の議題に入ります。「運営小委員会について」でございます。

 参考資料として配付しています「熊本地方最低賃金審議会運営小委員会
 運営要領」の第3条第1号に基づき、運営小委員会は、公益委員は5名全
 員、労働者側、使用者側の委員につきましては、3名ずつ選出すること
 となっております。また、同条第2号では、「委員は、審議会委員のうちから、
 審議会において選出する」となっております。

 そこで、労働者側、使用者側、それぞれ3名推薦をいただきたいと存じ
 ますが、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

 それでは、労働者側の山本委員から御推薦をお願いいたします。

山本委員 わたくし山本と、西委員、齊藤委員の3名でお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。
 次に使用者側委員につきまして、岩永委員をお願いいたします。

岩永委員 使用者側からは、浦田委員、原山委員、わたくし岩永の3名でお願いし
 ます。

会長 ありがとうございます。
 それでは、双方から3名の委員を推薦いただきました。推薦されました委員の方々に異議がある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

 それでは、皆様に御了承いただけたということによろしいですか。

(全員異議なし)

会長 ありがとうございます。
 それでは、労働者側の委員といたしましては山本委員、西委員、齊藤委員、それから使側の委員といたしましては浦田委員、原山委員、岩永委員でそれぞれ運営小委員会の委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
 それでは、運営小委員会について、今後の審議日程を事務局から説明してください。

室長 参考資料として配付しています の「第54期(令和6年度)熊本地方最低賃金審議会審議会日程」を御覧ください。

 8月5日開催の第11回本審で熊本県最低賃金の改正額の答申をいただいた場合、8月21日水曜日の午前9時30分から運営小委員会を開催して、特定最低賃金改正の必要性の有無について御審議いただきたいと考えております。

 ここでの審議結果がまとまりましたら、その後、第12回本審を開催させていただき予定ですので、そこで報告していただき、その後、局長へ答申していただきたいと考えております。

 日程は、あくまでも予定でございます。8月5日の審議状況で、日程が変更となることがありますので、よろしくをお願いいたします。

 以上です

会長 ありがとうございます。
 皆様、御多忙とは思いますが、日程確保の程どうぞよろしくお願いいたします。

 日程について御確認等ございますか。大丈夫ですか。委員の皆様は、日程の確保をよろしくお願いします。

 それでは、最後の議題に進めさせていただきます。

 議題の7番目「その他」となっておりますが、事務局から説明をお願い

します。

室長

配布資料について説明いたします。

本年6月25日開催の第68回中央最低賃金審議会（中賃）において、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされました。中賃に引続き令和6年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（目安小委員会、第1回）が開催されました。目安小委員会での資料について、委員の皆様へ情報共有いたします。

ここでは、資料の概略のみ説明いたしますので、後ほど御覧ください。

次に資料1、主要統計資料です。まずは、右肩に資料1となっている「主要統計資料」についてです。内容は、全国統計資料編として、1 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数など）2 有効求人倍率、完全失業率の推移など大きく12の項目に別にまとめてあります。都道府県統計資料編として、1 各種指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費など）2 有効求人倍率など大きく7つの項目別にまとめてあります。業務統計編として、1 地域別最低賃金改定状況、2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果がまとめてあります。

続きまして、資料2「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」についてです。令和6年6月21日に閣議決定されたもので、正式なものは、「新しい資本主義の進捗と実現」から「新しい資本主義実現に向けた枠組み」まで大きく11の項目（全120頁を超えるもの）がありますが、お配りしている資料はそのうち、「新しい資本主義の進捗と実現」、「人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着」など関係部分を抜粋したものとなっています。

続きまして、資料3「経済財政運営と改革の基本方針2024」いわゆる骨太の方針についてです。令和6年6月21日閣議決定されたもので、正式なものは、「第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行」から「第4章 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方」まで全53頁に及ぶものとなっています。お配りしている資料は、「第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行」、「第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現」など関係部分を抜粋したものとなっています。

続きまして資料4、「足元の経済状況等に関する補足資料」についてです。「内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断、2024年1月から5月のほか、「ランク別完全失業率の推移」など「地域別の状況」、「主な産業の売上高経常利益率の推移」など「産業別の状況」、経済産業省関連施策や厚生労働省関連施策である、「中小企業の生産性向上等に係る支援策」など「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」、さらには、中小企業庁が2024年3月に実施した「価格交渉促進月間（2024年3月）フ

ォローアップ調査結果」の一部抜粋したものからなっています。

続きまして資料 5です。「今後の予定(案)」は、目安小委員会の今後の開催予定となっています。7月23日まで示されています。

最後に、参考資料 1となっている「最低賃金に関する調査研究」は、独立行政法人労働政策・研修機構(JILPT)が実施した「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023年)の概要(速報)と株式会社NTTデータ経営研究所が実施した「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)からなっています。

事務局からは以上です。

会長 　　ただ今説明がありました資料につきましては、何か御質問等ありますでしょうか。

(質問なし)

会長 　　ありがとうございます。また質問等ございましたら、個別にお問い合わせをいただければと存じます。以上で予定されておりました議題はすべて終了しましたが、他に何か御質問などございませんでしょうか。

(質問なし)

会長 　　ないようでしたら、事務局から次回の審議会日程について説明をお願いします。

室長 　　次回は7月26日(金)に第10回本審を13時30分から、合同庁舎A棟10階会議室で開催し、本年度の地域別最低賃金改定の目安について伝達させていただき予定としております。

ただし、目安の答申が7月25日までになされなかった場合は、目安の伝達の日程も変更させていただきことになり、改めて日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

併せて専門部会の予定も申し上げます。

第1回専門部会は7月24日の14時00分から合同庁舎A棟1階記者会見室で開催させていただきます。第2回専門部会は、7月26日開催の第10回本審の後を予定しております。ただし、第10回本審の開催日程が変更となった場合は、第2回専門部会の開催日程も変更させていただきことになりますので御承知おきください。改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 ありがとうございました
 ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますか。

(質問なし)

会長 それでは、本日の議事録及び資料の公開の有無についてですが、議事録
 及び資料につきましては、公開ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、議事録及び資料につきましては、公開とさせていただきます。
 以上で、本日の審議を終了いたします。お忙しい中、審議に御協力をい
 ただきましてありがとうございました。